

(意見書案第 13 号)

視覚障がい者からテレビを遠ざけない地上デジタルテレビ放送を求める意見書

障がい者の平等な暮らしと社会参加の推進は、我が国において社会と地域の大きな課題となっている。情報の 8 割以上が視覚情報である現代社会において、視覚障がい者が安心して生活するためには情報格差をこれ以上広げない対策が求められる。

FM 放送とテレビのアナログ放送はともに VHF 帯の電波を使うため、多くの視覚障がい者が、値段が安く 1 台で両方聴ける FM ラジオでテレビを楽しんできた。しかし本年 7 月、地上波テレビはデジタル放送へと完全移行（被災 3 県を除く）したことにより、テレビの音声を FM ラジオから聞くことができなくなった。多機能化に伴ってテレビの操作はこれまでより複雑になっているが、リモコンなどの操作情報の音声化の開発などはメーカー任せでなかなか進んでいない。また、テレビ情報の平等な入手に欠かせない解説放送を増やす具体的な施策もない上、FM ラジオによるテレビ放送受信の道も絶たれてしまい、このままでは視覚障がい者からテレビが遠ざけられてしまう。

よって、政府においては、次の事項を速やかに実施されるよう強く要望する。

記

- 1 ラジオに、テレビの地上デジタル放送の受信機能を付加し、従来どおりテレビ放送が聴けるようにすること。
- 2 受信機や録画機のリモコンのすべての機能が、音声ガイドを手掛かりに操作できるテレビの開発を推進する施策を講じるなど、視覚障がい者の使いやすさを最大限考慮すること。
- 3 解説放送、ニュースなどのテロップ・字幕の読み上げを大幅に増やし、テレビ放送における情報バリアをなくすこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 23 年 12 月 13 日

釧路市議会

内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣

} 宛